

●香川県告示第176号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号

三菱化学株式会社 取締役社長 石塚 博昭

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社 坂出事業所

(3) 特定施設の種類

変更無

(4) 変更しようとする事項の内容

雨水排水口3箇所及び冷却水用排水口2箇所を設置し、雨水排水口1箇所を廃止する。また、し尿処理浄化槽の処理水が流入している場内貯水場から、大雨時に雨水を排出する側溝を設け、既設雨水排水口から排出するよう排水経路を変更する。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 7	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.5~8.6	7.5~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	浮遊物質 (mg/L)	10	15
	窒素含有量 (mg/L)	2	4
	りん含有量 (mg/L)	0.1	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	0.5	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	5	8
排水の量 (m ³ /日)	(変更前) 521 (変更後) 140	(変更前) 790 (変更後) 140	

区 分		排 水 口 No. 22	
排水 の汚染	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	20
	浮遊物質 (mg/L)	5	15
	窒素含有量 (mg/L)	10	20
	りん含有量 (mg/L)	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下
排出水の量 (m ³ /日)	0	(変更前) 0 (変更後) 65	

他に排水口が28箇所（うち雨水排水口18箇所）ある。

（備考）冷却水用排水口を2箇所設置するが、既設の排水口1箇所の排出水の量が減少するため、事業所全体の排出水の量に変更はない。また、大雨時にし尿処理浄化槽の処理水が公共用水域へ排出されるが、他の排水口から排出される排出水の量が減少するため、事業所全体の排出水の汚濁負荷量は増加しない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年4月11日から同年5月2日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部環境交通課